

第3章 計画の方向

1 基本的な考え方

DVの防止と被害者の保護に取り組むに当たっての基本的な考え方は次のとおりです。

- 1 DVは重大な人権侵害として、県民一人ひとりが気づき、自ら対応できるよう、取り組みを推進します。
- 2 DVを加害者と被害者の個人的な問題として矮小化せず、社会全体で受け止めて対応します。
- 3 被害者自らの意思を尊重した適切な支援を行う体制を充実します。
- 4 被害者の支援に当たっては、単一機関のみで援助を完結することは困難であることから、多様な関係機関等が効果的に連携し、切れ目のない支援を実施できるように努めます。
- 5 DVは、被害者等の生命・身体の安全に直結する問題であることから、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行います。

2 計画の目標と施策体系

本計画の目指すべき方向を

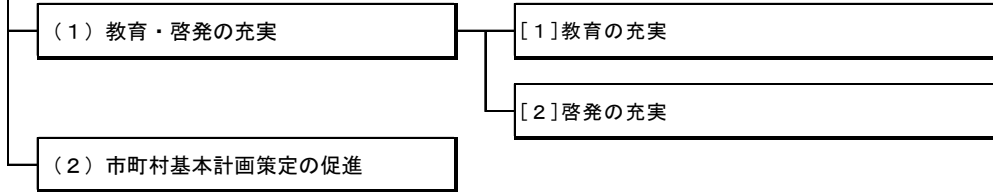
配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

と定め、その実現に向けたより具体的な次の5つの基本目標を設定し、個々の課題に取り組むこととします。

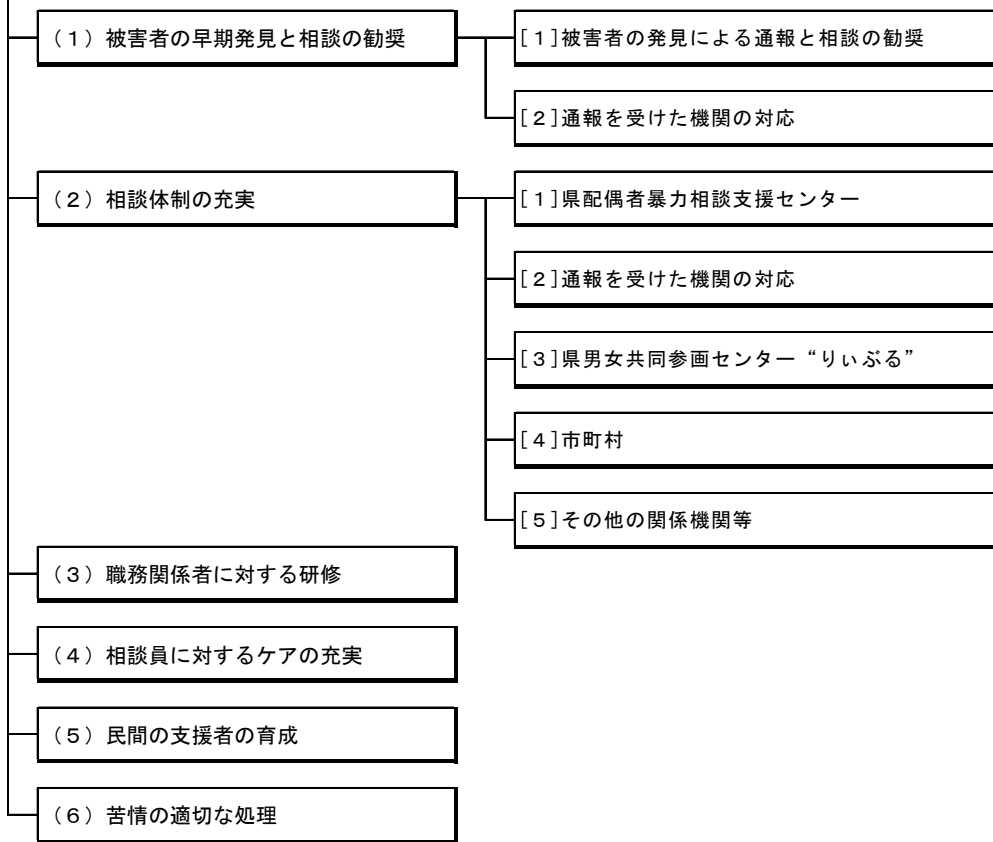
- | | | |
|--------|---|----------------|
| 基本目標 1 | ◇ | 暴力を許さない意識の醸成 |
| 基本目標 2 | ◇ | 安心して相談できる環境づくり |
| 基本目標 3 | ◇ | 安心して安全な保護の実施 |
| 基本目標 4 | ◇ | 自立に向けた支援の実施 |
| 基本目標 5 | ◇ | 関係機関等との連携 |

【施策体系】

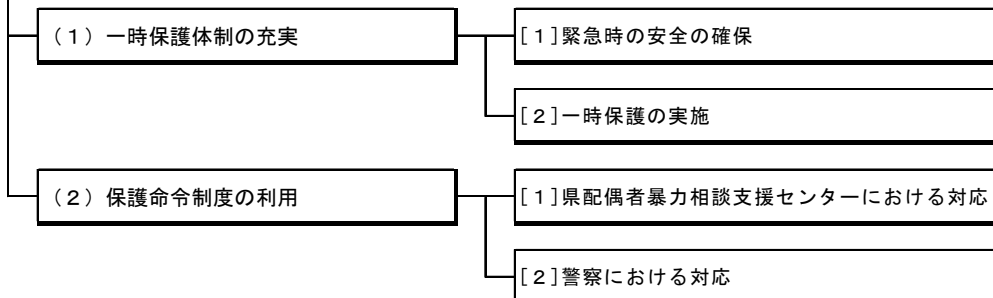
基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成



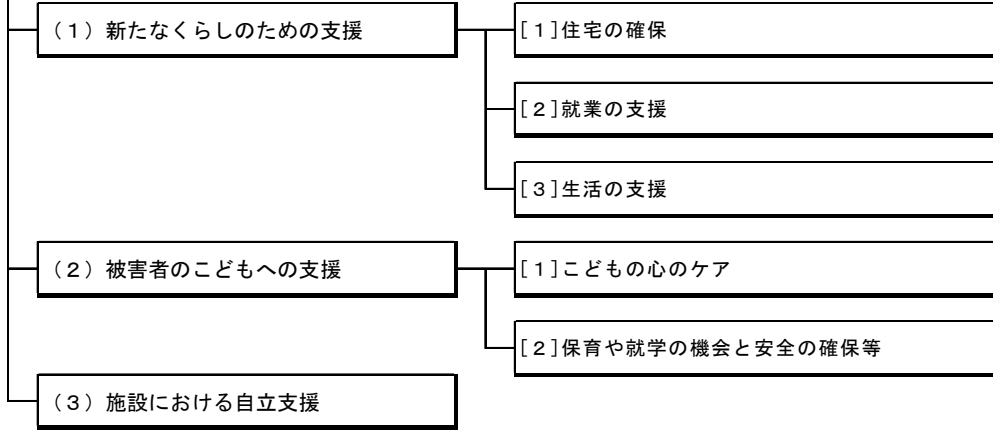
基本目標 2 安心して相談できる環境づくり



基本目標 3 安心して安全な保護の実施



基本目標4 自立に向けた支援の実施



基本目標5 関係機関等の連携

